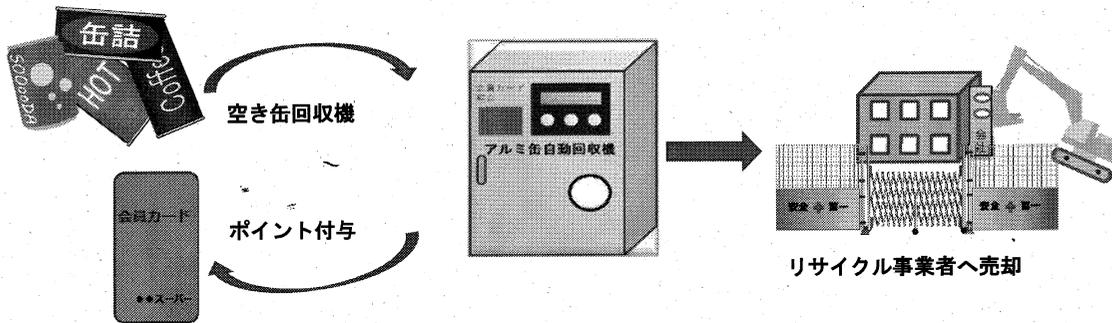


⚠️ ! 滋賀県金属屑回収業条例 ⚠️

こんな場合も許可が必要です!!

例1 (A量販店の屑商該当性)

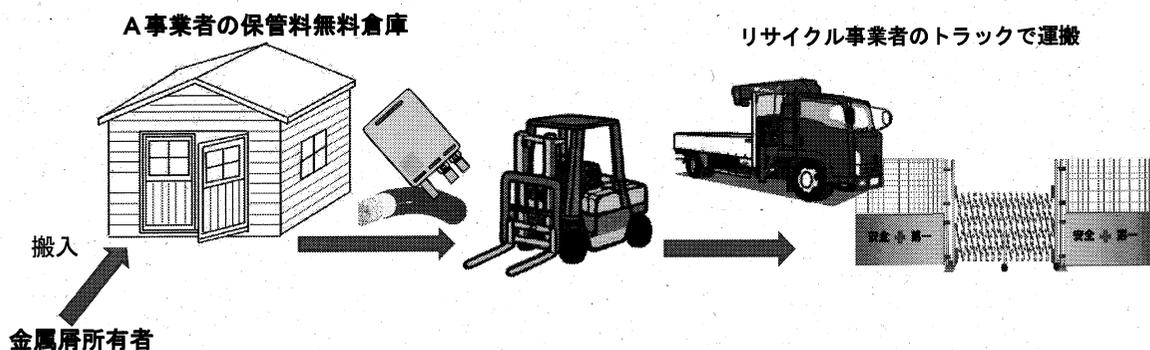
A量販店の敷地の一角にA量販店所有のアルミ缶回収機を設置し、下記業務を行う場合



例2 (A事業者の屑商該当性)

A事業者の滋賀県内所在保管料無料倉庫に金属屑所有者が金属屑を搬入して保管を委託。後日引き取りに来たりサイクル事業者のトラックで運搬する場合

「金属屑所有者→A事業者→リサイクル事業者」の順に売買され、所有権も同様に変わってればA事業者は許可が必要となる。



許可等の該当性は、業の名目にかかわらず「実態」で判断されます。

「リサイクル活動」「協力回収」などの名目でも包括的に対価が発生し、事業として行われていれば対象となります。

許可等の該当性について判然としない場合は、実態に即して判断しますので、滋賀県内の警察署、若しくは滋賀県警察本部生活安全企画課までお問い合わせください。